

9 一般職の職員の身分等の取扱い

合併前の釧路市、阿寒町及び音別町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により全て新市の職員として引き継ぐ。

また、2町及び白糠町、鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行う。

なお、人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整する。